

○分科会の所管事項

※決算審査と予算審査で委員を交代

名称	委員数	会長	委員	所管事項	開催場所
		副会長			
第1分科会	24人	〇〇委員長	※	総務財政委員会、 市民人権委員会、 建設委員会が所管 する予算・決算	第1・2 委員会室
		〇〇委員長			
第2分科会	24人	〇〇委員長	※	健康福祉委員会、 産業環境委員会、 文教委員会が所管 する予算・決算	第3・4 委員会室
		〇〇委員長			

※決算審査と予算審査において、第1分科会と第2分科会の委員を交代することとし、各委員が1年間ですべての所管事項を審査できることとする。